

本日、ここに、鹿島市議会平成29年9月定例会を招集し、諸案件につきましてご審議をお願いするものでございますが、議案の提案に先立ちまして、鹿島市を取り巻く最近の情勢や今後の主要な施策について申し上げます。

【はじめに】

去る7月5日から6日にかけて、九州北部の福岡県朝倉市や大分県日田市などにおきまして観測史上まれに見る記録的な雨が観測されました。河川の氾濫や土砂崩れがいたるところで発生し、多くの家屋が流失や損壊するなど甚大な被害をもたらし、30名を超える尊い命が犠牲になられたことは、ご承知のとおりでございます。

ここに、犠牲となられた方々に深い哀悼の意を表しますとともに、被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。

このような局地的大雨は、いつどこで発生しても不思議ではなくなりました。ひと事と思わずに、防災意識を高め、日頃から災害に対する備えを万全に行うことの重要性を改めて感じたところでございます。

【有明海沿岸に漂着した流木等の撤去について】

鹿島市におきましても、今回の九州北部豪雨の影響と見られる流木や葦といった大量の漂着物が7月6日の夕方以降、有明海沿岸に漂着し始めました。

翌朝、その日は「創き生きまちおこしサミット」を市内で開催中でしたが、地元漁協からの連絡を受け、直ちに海岸に出かけ、市職員による現地確認と調査を行いました。漁港施設の保全と早期かつ安全に漁業を行うことができるよう、漁業関係者や森林組合の協力を得ながら、7月7日、8日、11日の3日間において、市が管理します各漁港施設に漂着した流木等の撤去作業

を緊急対策として実施したところでございます。その後も、7月19日と8月3日に同様の撤去作業を行い、さらには、7月26日には漁協関係者による自主的な撤去作業も行っていただきました。

また、漁港施設以外の有明海沿岸に漂着した流木等につきましては、国と県にその対応をお願いしておりましたが、7月14日から県が一斉撤去を開始されており、中でも広範囲にわたり大量の漂着物が目立った新籠海岸一帯も、お盆までに撤去が完了したとの連絡を受けたところでございます。

市としましては、海苔養殖に影響が及ばないように、網干が始まる前までには、漁港施設の流木等の撤去作業を完了したいと思っております。各漁港施設の漂着物の回収量は約1,500立方メートルと試算しておりますが、海水を含んだ流木の再資源化は難しいとのことございまして、関係者と相談しながら、再資源化を検討しつつ、そのほとんどは、最終的に一般廃棄物として処分する方向で作業を進めております。

多くの方々に撤去作業にご協力いただいたことに対しまして、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

【鹿島新世紀センターの運営状況について】

防災、災害対策に関連しまして、鹿島新世紀センターの運営状況について申し上げます。

鹿島新世紀センターは、平成28年8月31日に竣工し、9月14日に多くの関係者をお招きして落成式を行いました。その後、環境下水道課、水道課、佐賀県杵藤農林事務所が順次移転入居し、運用を開始してまいりました。

また、防災行政無線及び屋内放送システムを整備し、大雨、台風等の自然災害に対する警戒や冬場の寒気による水道管凍結への注意情報、また警察署

と連携した振り込め詐欺等の注意喚起の放送を行い、市民の皆様の安全・安心の一翼を担っているところでございます。

この間、約1年が経過したところでございますが、大きな混乱もなく順調に運営しているところでございます。特に同居している杵藤農林事務所とは、事務事業、災害対応時の情報共有など相互連携が円滑に行われ、これまでになかった効果が生まれているところでございます。

このようなことから、鹿島新世紀センターは、防災機能の拠点として、それから県と市が一つの建物に入居する複合施設で、近隣にない施設として県内はもとより県外からも視察にお見えになられているところでございます。今後も、この施設が持つ機能を十分に発揮させ、安全・安心のまちづくりに寄与してまいりたいと考えております。

【鹿島市中村住宅整備事業について】

次に、「鹿島市中村住宅整備事業」について申し上げます。

この整備事業の推進につきましては、民間資金等を活用し公共施設を建設する手法、いわゆる「PFI事業」を初めて取り入れまして、これまで議会や市民の皆様へ周知してきているところでございます。

現在の進捗状況につきましては、本年4月に事業参加者の募集を行い、5月に参加資格の審査、7月に提案書についてのヒアリングと審査を行ったところでございます。審査の結果、本事業を実施していただく事業者が決定いたしましたので、本定例会で事業者との契約についての議案を提案させていただきます。

契約締結後の計画につきましては、設計から建設へと順次進めていき、来年12月末に定住促進住宅20戸、市営住宅20戸の完成を予定しております。

す。

また、入居の時期につきましては、来年度、条例等の整備を行った後、募集を開始する予定でございます。

中村住宅の整備によりまして、市営住宅入居待機者の解消や定住人口の増加が図られるものと考えておりますので、議会の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

【鹿島市地域おこし協力隊について】

次に、「鹿島市地域おこし協力隊」について申し上げます。

総務省の事業であります地域おこし協力隊は、鹿島市では今回が初めての導入となり、7月24日付で着任していただきました。地域おこし協力隊は、地方自治体が募集を行い、地域おこしや地方の暮らしに興味のある都市部の住民を受け入れ、「隊員」として地域ブランドの掘り起こしや地域の魅力向上などを図るものでございます。また、任期終了後には、隊員が地方へ定住・定着することを目指す取組でもございます。

今回の地域おこし協力隊は、市の交流人口増に向けた課題のひとつであります情報発信力の強化を目的としまして、特に、近年全国的に注目度の高い「肥前浜宿」内に居住していただき、ここを拠点に活動を行っていただきます。

今後は、地元や関係団体との連携を図りながら情報発信に取り組むことで、歴史的町並みの更なる魅力発掘と、鹿島市のファンの獲得につながっていくものと期待いたしております。

【明治維新150年記念事業について】

次に、明治維新150年記念事業として取り組んでおります「八澤^{やざわてい}棣^の之^{しん}進調査研究事業」について申し上げます。

今年^{しん}は明治維新から150年目、平成30年に150周年となる節目の時期を迎えておりますが、これを機会として、鹿島藩において唯一、勤皇の志士と言われていながら、今まであまり調査や研究が進んでいなかった八澤^{やざわてい}棣^の之^{しん}進という人について、当時の活動や役割を明らかにすることを通して、新たな視点から鹿島藩にとっての明治維新との関わりや新たな史実を浮き彫りにしたいと考えております。

この事業につきましては、県の明治維新150年記念さが維新交付金の助成をいただくこととなり、現在、八澤^{やざわてい}棣^の之^{しん}進に関する資料や史跡等の調査を進めているところでございまして、今年度中に報告書をまとめ上げ、併せて紹介用のパンフレットや展示用パネルを作成することとしております。

この調査研究の成果については、平成30年度に継続した明治維新150年記念事業として報告会やパネル展等を開催しながら、市民の皆様をはじめ、多くの方に紹介をしていきたいと考えております。

【新市民会館について】

最後に、新市民会館につきましてお話させていただきます。

これまで、「市民会館建設検討委員会」から平成27年3月に提言がありました「新鹿島市民会館（仮称）建設基本構想・基本計画」を尊重しながら庁内で建設に向けた検討を行ってきました。

その中では、まず、新しい会館の建設については、これを是とする内容となっています。ただし、具体的な規模、備えるべき機能などについて検討課題とされていたところですが、最大の前提条件となります、市の財政的な負

担能力、国や県からの助成の見通しについては、東京オリンピックの開催を踏まえた国の社会資本整備にかかる方針、近年における激甚災害の多発などがあるため、必ずしも望ましい形で助成を受けることができない見通しで、難しい実情になりました。

一方で、現状の市民会館はと申しますと、昭和41年に完成後、文化の殿堂としてこれまで鹿島市民の交流の場、文化活動の発表の場等大きな役割を果たしてきたところでございますが、建築後50年以上が経過し、老朽化が進んでいることは、皆様もご承知のとおりでございます。最近も、設備面の傷みや故障が頻繁に起こっており、安全面等を考慮すれば、最小限の補修を行いながら、新たな建設を具体化しなければならないと考えているところでございまして、今後「市民会館建設検討委員会」を集中して開催し、どのような規模にするか、機能の内容などについて目途をつけたいと考えております。

【議案について】

それでは、提案いたしました案件につきまして、その概要を説明いたします。議案は、決算認定、補正予算など、合計19件でございます。

【報告について】

はじめに、報告第6号、第7号及び第8号 専決処分事項の報告について申し上げます。

これらは、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたすものでございます。

次に、報告第9号 平成28年度鹿島市一般会計継続費精算報告書につ

いて申し上げます。

これは、継続費に係る防災情報伝達システム整備事業が平成28年度で終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告書として報告をいたすものでございます。

続きまして、**報告第10号** 平成28年度鹿島市土地開発公社決算について申し上げます。

決算の概要といたしましては、平成28年度は公有地の取得及び売却の事業は実施しておりません。

その結果、損益につきましては、事業外収益の113,795円から、一般管理費の14,230円及び事業外費用の418円を差し引き、99,147円の経常利益となっております。

この経常利益は、平成29年度へ繰越し、準備金として整理いたしております。

【平成28年度決算認定について】

議案第35号 から **議案第40号** につきましては、平成28年度の一般会計及び特別会計に関する歳入歳出決算となります。

平成28年度におきましては、効率的で健全な財政運営に留意しながらも、「第六次鹿島市総合計画」の初年度として、計画実現のために必要な事業に積極的に取り組んでまいりました。

その結果、各会計別の決算状況は、国保会計が歳入不足となったものの、一般会計をはじめ、それ以外の各会計は昨年に引き続き黒字決算となり、おむね順調に各種事業を推進いたしました。

それでは、はじめに、**議案第35号** 平成28年度鹿島市一般会計歳入

歳出決算認定について申し上げます。なお、決算につきましては円単位であります。便宜上千円単位で申し上げます。

平成28年度の歳入につきましては、総額155億2,323万円となり、県支出金や市債、繰越金などの増により、対前年比7.7%の増となりました。

一方、歳出につきましては、総額152億1,116万8千円となり、投資的経費や扶助費などの増により、対前年比9.9%の増となりました。

その結果、繰り越すべき財源を差し引き、3億546万円の黒字決算となりました。

各種事務事業の見直しなどにより、歳出面の削減効果は着実に現れており、財源不足補填のため、一旦は、市の積立金である財政調整基金から1億6,400万円、公共施設建設基金から1億6,134万6千円の繰り入れをいたしました。年度末までに、それぞれ、1億6,065万9千円と1億2,098万6千円の積み立てを行い、今年度以降の財政運営に備えることといたしております。

次に、平成28年度一般会計決算における主な財政指標につきまして、説明をいたします。

財政構造の弾力性を判断する指標としての「経常収支比率」は、91.9%で前年度と比較して3.8ポイントの増となりました。

これは、地方消費税交付金や普通交付税の減により、主要一般財源が減少したことが主な要因でございます。経常収支比率は、税収と普通交付税等の交付金の動向に左右されるため、先行きが不透明ではございますが、引き続き経常経費など事務事業の見直しを行うことにより、改善に努めてまいります。

公共下水道などの公営企業や一部事務組合の公債費も含めた「実質公債費比率」につきましては、7.0%となり、1.0ポイントの改善となりました。

また、市債現在高や上下水道などの公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計からの繰入見込額、全職員の退職手当支給予定額など、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の比率を示す「将来負担比率」は、92.6%となり、早期健全化基準の350%を大きく下回る良好な結果となりました。

今後とも、それぞれの指標の改善に向けて更なる努力を行ってまいり所存でございます。

また、これまでの総合経済対策や都市基盤整備の財源とした市債残高は、今年度末には約110億400万円となる見込みであり、そのうち償還費を普通交付税で全額措置されます臨時財政対策債を除けば、実質約62億2,000万円の市債残高になる見込みでございます。

さらに、市債残高全体に対する償還費の普通交付税による措置率は、平成28年度決算では70.9%となっており、市の自主財源で返済する金額は、実質的には30億円程度となっております。

鹿島市の行財政運営の主要な部分を占める一般会計においては、今後とも行財政改革や市税などの自主財源の確保に取り組み、財政基盤の強化に努めていくことが大きな課題であると認識いたしております。

次に、議案第36号 から 議案第40号 までは、それぞれの特別会計の決算認定でございます。

これらにつきましては、各特別会計の設置目的に従いまして事業の推進を図ってきたところでございます。

まず、**議案第36号** 平成28年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成28年度の歳入の総額は、11億7,040万9千円、歳出の総額も同額の11億7,040万9千円となっております。

次に、**議案第37号** 平成28年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成28年度の歳入の総額は、3,518万5千円、歳出の総額は、981万1千円で、差し引き2,537万4千円の黒字決算となっております。

次に、**議案第38号** 平成28年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成28年度の歳入の総額は、46億8,961万9千円、歳出の総額は、48億1,764万1千円で、差し引き1億2,802万2千円の不足が生じたため、平成29年度会計からの繰上充用金により補填したところでございます。

次に、**議案第39号** 平成28年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成28年度の歳入の総額は、3億8,293万3千円、歳出の総額は、3億8,207万9千円で、差し引き85万4千円となり、平成29年度会計へ繰り越したところでございます。

続きまして、**議案第40号** 平成28年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

この会計は、職員給与支給事務の簡素化を図ることを目的とした会計でございます。水道事業を除く一般会計及び特別会計のそれぞれの給与費決算額と重複した決算となっております。

最後に、**議案第41号** 平成28年度鹿島市水道事業会計決算認定について申し上げます。

平成28年度の収益的収支につきましては、純利益が8,871万8千円生じたため、全額を減債積立金に積み立てることとしております。

また、資本的収支につきましては、3億1,653万3千円の不足が生じたため、当年度分損益勘定留保資金等により補填したところでございます。

以上、平成28年度決算認定についての説明を終わりますが、本市は、先行き不透明な社会経済情勢の中、「行財政改革プラン」を着実に実行し、限りある人材と予算の効率性を高め、「第六次鹿島市総合計画」に基づく主要施策の実現とともに、将来にわたり「持続可能な行財政運営」の構築に努めてまいり所存でございます。

【平成29年度補正予算案について】

次に、**議案第45号** 平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定などに伴う経費の増などについて計上いたしており、予算の総額に2億7,331万円を追加し、補正後の総額を133億5,082万7千円といたすものでございます。

歳入につきましては、事業の決定、追加などに伴う国県支出金、基金繰入金などを計上するとともに、平成28年度決算剰余金としての繰越金などを計上いたしております。

歳出のうち主なものとしましては、民生費では、前年度の事業確定に伴う国・県補助金等返還金、農林水産業費では、7月に発生した九州北部豪雨により、漁港海岸へ漂着したごみの除去対策など各施設の維持管理経費、商工

費では、「道の駅鹿島」整備事業などの観光振興経費、教育費では、芸術文化振興や児童・生徒奨励対策事業経費などを計上いたしております。

また、森鉄工 株式会社様、祐徳自動車 株式会社様から青少年教育振興のためのご寄附をいただいておりますので、ご寄附の趣旨に従い有効に活用させていただくことといたしております。

このほか、梅雨前線豪雨により農地への被害が発生しておりますので、その災害復旧事業費も計上いたしております。

なお、今回、平成28年度決算剰余金の確定に伴い、地方財政法第7条の規定により決算剰余金のうち2分の1相当額を財政調整基金への積立金として計上いたしております。

続きまして、**議案第46号** 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、主なものとしまして、公共下水道管理費では浄化センター運転管理業務委託料ほかを減額し、公共下水道建設費では全体計画変更及び事業計画認可変更並びに重点アクションプラン策定業務委託料の債務負担行為をいたすものでございます。

最後に、**議案第47号** 平成29年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、平成28年度決算に伴う繰越金と後期高齢者医療広域連合納付金を増額いたすものでございます。

【その他の議案について】

次に、その他の議案についてでございますが、内容は、条例改正3件、事業契約締結1件となっております。

まず、**議案第42号** 鹿島市小学校・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

鹿島市立能古見小学校浅浦分校は、長い間、鹿島市立能古見小学校の分校として、多くの子どもたちが通ってまいりました。しかし、新入学児童の減少に伴い、関係する皆様と協議を重ねた結果、廃校する方針となりましたので、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第43号** 鹿島市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、乙丸住宅を住宅用地として利用しないこととなったため、乙丸住宅を廃止することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、**議案第44号** 鹿島市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

乙丸住宅の敷地内にある乙丸児童遊園について、乙丸住宅廃止に伴い、乙丸児童遊園を廃止することに地域住民の皆様から同意をいただきましたので、所要の改正を行うものでございます。

最後に、**議案第48号** 鹿島市中村住宅整備事業の事業契約締結について申し上げます。

これは、鹿島市中村住宅整備事業の事業契約を締結するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事業の進捗状況は先程申し上げましたとおりでございまして、本事業契約は、鹿島市中村住宅の設計、建設、維持管理及び運営に係るものでございます。

以上、提案いたしました議案の概要につきまして説明いたしました。詳細につきましては、ご審議の際、担当部長又は課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。